

## 工場立地法区準則条例概要

### 1 趣旨

工場立地法の規定により公表された、工場の敷地面積に対する緑地及び環境施設の面積率に係る国の準則に代えて、区が適用すべき準則を定める。

### 2 対象区域

本条例の対象となる区域は、準工業地域、工業地域及び工業専用地域とする。

### 3 緑地面積等の敷地面積に対する割合

対象区域に存する特定工場（ ）の緑地面積率は、100分の15以上（国準則100分の20以上）の割合とする。

製造業等に係る工場等で、敷地面積9,000㎡以上又は建築面積3,000㎡以上のもの

の算定において、建築物屋上等緑化施設等については、の割合のうち100分の25までを緑地の面積に算入することができるものとする。

対象区域に存する特定工場の緑地及び緑地以外の環境施設（ ）の敷地面積に対する割合は、100分の20以上（国準則100分の25以上）の割合とする。

噴水、水流、池その他の修景施設、屋外運動場、広場等

### 4 敷地が区域外にまたがる場合の適用

特定工場の敷地が対象区域及び区域外にまたがる場合において、対象区域に存する敷地の割合が区域外に存する敷地の割合を上回るときは、この条例の規定を当該特定工場の敷地の全部について適用する。

### 5 施行期日等

本年4月1日

